

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和8年4月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	欠席
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	田中 幸子	2番	宮田 孝
----	-------	----	------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第14号議案から第17号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                説明を始めさせていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第14号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

                          議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は本格的な農業参入を考え耕作地を探していたところ、耕作管理が困難な貸人と話がまとまったためです。

#### 【議案説明】

                          借人は犬山市内に住んでおり、水稻を考え耕作できる場所を探していました。そこで高齢で耕作管理が困難である貸人との話がまとまったため、本申請となりました。

                          本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、2月9日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地で水稻を行うこと、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

                          議案書3ページをご覧ください。番号2番。申請事由は営農規模拡大のためです。

#### 【議案説明】

                          譲受人は本申請地の隣地に住んでおり、以前より本申請地の耕作管理を行っております。今後も譲受人が耕作管理を行うこ

とで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、番号3番。申請事由は貸人と申請地の耕作管理を行っており、本申請地を引き継ぎ、本格的に農業を行うためです。

#### 【議案説明】

借人は犬山市内に住んでおり、貸人の息子です。以前より本申請地の耕作管理の手伝いを行っており、今回借人が本申請地を本格的に耕作管理するため本申請となりました。

借人は以前より本申請地を親子で耕作管理しており、農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書4ページをご覧ください。第15号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書5ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は住宅用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

申請者は現在春日井市に住んでおります。平成27年に父から犬山市の農地を相続しており、これまで春日井市から仕事の合間に通い、維持管理を行っていました。今回定年退職をきっかけに、生まれである犬山市に戻り、父から相続した農地を本格的に耕作管理するための自己用住宅として利用するため、本

申請となりました。

地図資料の 38 ページをご覧ください。雨水は南側道路側溝にて処理します。汚水排水は合併処理浄化槽で浄化後雨水とともに南側道路側溝にて処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エ- (ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

議案書の 6 ページをご覧ください。第 16 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の 7 ページをご覧ください。

番号 1 番。こちらは 4 月 13 日に事務局と楽田地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に雑木が生い茂っており山林となっております。また、申請地に機械等での進入が難しく、申請地北側が山林となっております、周辺の農地がなく農業上の利用が見込めないため、非農地であると見込まれます。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 13 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の 9 ページから 15 ページをご覧ください。今月の案件は、29 件です。

整理番号 1 番及び 4 番から 29 番については犬山地区、番号 2 番については城東地区、番号 3 番については羽黒地区です。

議案の説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から、第14号議案から第17号議案までの説明がありました。これについて、質問・意見はありませんか。

宮田委員 　　2番の宮田です。17号議案について、番号4番から番号29番まで全て開始時期が総会日より数ヶ月先になっているのですがこれには決まりがあるのでしょうか。

事務局 　　回答させていただきます。

17号議案の犬山地区の中間管理機構の利用権開始日ですが、中間管理機構を通しての貸付について農業委員会で意見をいただくことになっており、本日議案にあげております。今回みなさんに意見をいただいた後に市から中間管理機構へ書類を提出し、その後も様々な手続きが必要になる関係で、総会後ではなくしばらく時間を空けての期間設定となります。

宮田委員 　　わかりました。

議長 　　他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、14時30分まで地区審議をお願いします。

14時15分 地区審議

14時30分 開議

議長 　　それでは、総会を再開します。

農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番から2番について、城東地区をお願いします。

安田委員 5番の安田です。  
1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。  
3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
第14号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長 それでは本議案について可と決定しました。  
続いて第15号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。  
1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。  
1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
第15号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長                    それでは本議案について可と決定しました。  
                          続いて、第16号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。  
                          1番について、楽田地区お願いします。

河村委員              9番の河村です。  
                          1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
                          第16号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長                    それでは本議案について可と決定しました。  
                          続いて第17号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。  
                          1番及び4番から29番について、犬山地区お願いします。

宮田委員              2番の宮田です。  
                          1番及び4番から29番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    2番について、城東地区お願いします。

安田委員              5番の安田です。  
                          2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    3番について、羽黒地区お願いします。

齊木委員           6 番の齊木です。  
6 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 17 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                それでは本議案について可と決定しました。  
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局            議案書の 14 ページをご覧ください。第 6 号報告、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の 15 ページをご覧ください。今月の報告は 2 件です。

議長                ありがとうございました。  
ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長                何もないようですので、報告は終了しました。  
これで本日予定しました案件は全て終了しました。  
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。